○きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則

平成１０年３月３１日

規則第３１号

（趣旨）

第１条　この規則は、きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例（平成９年渋谷区条例第４１号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第１条の２　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（指定喫煙所の指定）

第１条の３　条例第２条第１２号の規定による指定喫煙所の指定は、その名称及び所在地を告示することにより行うものとする。

（ボランティアの体制整備）

第２条　区長は、環境ボランティアの体制を整備するものとする。

（ボランティアの活動内容）

第３条　環境ボランティアは、日常的な清掃活動、環境美化及び浄化に関する啓発活動その他区長が必要と認める活動を行うものとする。

（重点地区の指定）

第４条　区長は、条例第９条第１項の規定により重点地区を指定するとき又は同条第２項の規定により重点地区の指定を変更し、若しくは解除するときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

（１）重点地区の範囲

（２）重点地区を指定、変更又は解除する期日

（３）前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（地域関係者）

第５条　条例第１０条の地域の関係者とは、次に掲げるものをいう。

（１）町会及び自治会

（２）商店会

（３）前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（飲食料の自動販売機）

第６条　条例第１２条第２項に規定する飲食料の自動販売機とは、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第４条第１項に規定する食品（区長が特に認めるものを除く。第９条に

おいて単に「食品」という。）を販売する自動販売機をいう。

（回収容器の設置基準）

第７条　条例第１２条第２項及び第３項に規定する回収容器の基準は、次に掲げるとおりとし、飲食料販売事業者は、臭気、害虫等の発生を防止できるよう、これを適正に管理しなければならない。

（１）容量は、飲食料の自動販売機及び飲食料販売事業者において販売された飲食料から発生するごみを回収するために十分なものであること。

（２）不浸透性かつ清掃が容易な構造であること。

（飲食料販売事業者の指定区域）

第８条　条例第１２条第３項に規定する区規則で定める区域は、別表に定めるとおりとする。

（飲食料販売事業者）

第９条　条例第１２条第３項の飲食料販売事業者とは、食品の販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）を行う事業者をいう。ただし、食品衛生法施行令（昭和２８年政令第２２９号）第３４条の２第２号に規定する飲食店営業その他の食品をその場で飲食させる事業を営む者が、食品の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において食品を飲食させる役務の提供をいう。）のみを行う場合を除く。

（自動販売機設置者等への勧告）

第１０条　条例第１２条第５項の規定による勧告は、吸い殻入れ及び回収容器設置・適正管理勧告書（別記第１号様式）により行うものとする。

（自動販売機設置者等への改善命令）

第１１条　条例第１３条第１項の規定による改善命令は、吸い殻入れ及び回収容器設置・管理改善命令書（別記第２号様式）により行うものとする。

２　条例第１３条第１項の改善その他の措置を行う期限は、通知の日から起算して３０日以内とする。

（公表）

第１２条　条例第１３条第２項の規定による公表は、次に掲げる事項を区のウェブサイトに掲載して行う。ただし、区長が必要と認めるときは、渋谷区役所庁舎前の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

（１）たばこ自動販売機設置者等、飲食料自動販売機設置者等又は飲食料販売事業者の氏名

及び住所

（２）自動販売機又は飲食料販売事業者の対象店舗の位置

（３）違反の内容

（４）改善命令の内容及び期限

（５）意見陳述があったときはその要旨

（６）その他区長が必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与）

第１３条　条例第１３条第３項の意見陳述は、渋谷区行政手続条例（平成９年渋谷区条例第６号）に定める弁明の機会の付与の例により行う。

（空き地所有者等への除去勧告）

第１４条　条例第１６条の規定による除去勧告は、雑草除去勧告書（別記第３号様式）により行うものとする。

（空き地所有者等への除去命令）

第１５条　条例第１７条の規定による除去命令は、雑草除去命令書（別記第４号様式）により行うものとする。

２　条例第１７条の雑草を除去する期限は、通知の日から起算して２０日以内とする。

（立入調査）

第１６条　条例第１４条第２項及び第１８条第２項の証明書は、立入調査員証（別記第５号様式）とする。

（路上障害物等の除去勧告）

第１７条　条例第２０条各項の規定による除去勧告は、路上障害物等除去勧告書（別記第６号様式）により行うものとする。

（除去した路上障害物等に対する措置）

第１８条　条例第２１条第１項の除去及び一時保管の措置、同条第２項の規定による公示、同条第３項の規定による通知、同条第４項の廃棄等の処分は、各処分の根拠となる法令に定められた手続によりこれを行うものとする。

２　条例第２１条第４項の区規則で定める期間は、同条第２項の公示の日から起算して３月とする。ただし、法令に期間が定められているときは、当該法令に定める期間とする。

（過料）

第１９条　条例第２３条第２項、第３項又は第４項の規定により過料に処するときは、その者に対し、次に掲げる書面によりあらかじめ告知し、弁明の機会を付与する。

（１）違反告知書（別記第７号様式又は別記第７号様式の２）

（２）弁明書（別記第８号様式）

２　前項に規定する書面を交付しようとする場合は、条例の施行に必要な限度において、過料に処する相手の氏名、住所その他必要な事項につき確認できる書類の提示を求めることができる。

３　第１項の規定による手続を行った後、過料に処するときは、過料徴収通知書（別記第９号様式又は別記第９号様式の２）を交付する。

４　条例第２３条第２項の規定により処する過料の額は、５０，０００円とし、同条第３項又は第４項の規定により処する過料の額は、２，０００円とする。

（きれまち指導員）

第２０条　条例第２３条第２項、第３項又は第４項に規定する過料の処分に係る事務を行わせるため、きれまち指導員を置く。

２　きれまち指導員は、常に身分証明書（別記第１０号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（顕彰）

第２１条　条例第２４条の顕彰は、表彰状又は感謝状を贈ることにより行うものとする。

２　顕彰を受けるべき者が、顕彰を受ける前に死亡した場合は、前項の表彰状又は感謝状はその遺族に授与する。

附　則

この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規則第９９号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年規則第１８号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年規則第３１号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和元年規則第４５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前のきれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和８年規則第８号）

（施行期日）

１　この規則は、令和８年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前のきれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第８条関係）

区域
渋谷一丁目から三丁目まで
神南一丁目
宇田川町
道玄坂一丁目及び二丁目
円山町
桜丘町
神宮前一丁目から六丁目まで
東三丁目
広尾一丁目
恵比寿一丁目及び四丁目
恵比寿西一丁目及び二丁目
恵比寿南一丁目から三丁目まで

備考　この表における各区域は、住居表示をいう。